

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
当たる翌日)

条

例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

## 目次

### 次

#### ◆条 例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

#### ◆告 示

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

字の区域の変更

自衛官の募集

争議行為の実施

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定

土地改良法による換地処分

公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功の認可

土地収用法による土地の立入り

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所

建築士法による鳥取県指定試験機関の事務所の所在地の変更

## 鳥取県条例第二十七号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十一年四月一日

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

十九年三月鳥取県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「四円五〇銭」を「八円」に、「一五円」を「四〇円」に、「一、〇〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、三〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「八、〇〇〇円」に、「七五〇円」を「九五一円」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 鳥取県告示第三百三十三号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定に基づきその例によることとされる同法第一百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約  
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第一条中「当せん金附証票」を「当せん金付証票」に改める。  
第四条中「当せん金附証票法」を「当せん金付証票法」に、「基いて」

を「基づいて」に、「当せん金附証票」を「当せん金付証票」に改める。

第六条中「会長及び委員九人」を「会長、委員九人及び監事一人」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とする。

第二十条第一項中「協議会の会議の認定を経なければならない」を「監事の監査を経て、協議会の会議の認定を受けなければならない」に改め、同条第二項中「経たとき」を「受けたとき」に、「写を速かに」を「写しを速やかに」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十七条第一項及び第二項中「当せん金附証票」を「当せん金付証票」に改め、同条を第十八条とし、第十三条から第十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十二条第一項中「委員」を「委員、監事」に改め、同条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

## (監事)

第九条 監事は、関係地方公共団体の長が、その協議により、関係地方公共団体の長又は関係地方公共団体の長の補助機関たる職員の中から選任する。

2 監事は、協議会の会計を監査する。

3 監事の任期は二年とする。ただし、補欠監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 監事は、非常勤とする。

## 附 則

1 この規約は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 この規約による変更後の規約（以下「変更後の規約」という。）第九条第一項の規定により昭和六十二年三月三十一日までの間に監事に選任された者の任期は、変更後の規約第九条第三項の規定にかかわらず、同

日までとする。

### 鳥取県告示第三百三十四号

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六の規定に基づきその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約  
西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。  
第一条中「当せん金附証票」を「当せん金付証票」に改める。  
第四条中「当せん金附証票法」を「当せん金付証票法」に、「当せん金附証票」を「当せん金付証票」に改める。  
第六条中「及び委員二十人」を「、委員二十人及び監事二人」に改める。  
第十八条を削り、第十七条を第十八条とし、第十六条第一項及び第三項中「当せん金附証票」を「当せん金付証票」に改め、同条を第十七条とする。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四

条とし、第十二条中「委員」の下に「、監事」を加え、同条を第十三条とする。

第十一條に次の二項を加え、同条を第十二条とする。

5 監事は、会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。

第十條を第十一條とし、第九條を第十條とし、第八條の次に次の二条を加える。

（監事）

第九條 監事は、関係地方公共団体の長の協議により関係地方公共団体の職員のうちから選任する。

2 監事の任期は二年とし、補欠監事の任期は前任者の残任期間とする。

3 監事の任期は二年とし、補欠監事の任期は前任者の残任期間とする。  
ただし、再任を妨げない。

4 監事は、非常勤とする。

第十九條第一項中「協議会の会議の認定を経なければならない」を「監事の監査を経て、協議会の会議の認定を受けなければならない」に改め、同条第二項中「経たときは、すみやかに」を「受けたときは、速やかに」に、「写」を「写し」に改める。

附 則

この規約は、昭和六十一年四月一日から施行する。

## 鳥取県告示第三百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による簡渓地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字箭渓字喜多田	大字箭渓字中瀬 字の名称を変更する	同上の区域（昭和六十一年四月一日現在の地番による。）
----------	----------------------	----------------------------

大字箭渓字中瀬	大字箭渓字イナシのうち一〇七の一、一〇七の二、一〇八の一部 及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字箭渓字山王	大字箭渓字山王前の全域 大字箭渓字又橋一八〇の一三
大字箭渓字外村	大字箭渓字外村のうち一六五の一九から一六五の二三まで、一六五の二六、一六五の二七、一六八の一、一六九の一、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字箭渓字コソ	大字箭渓字外村の一六五の一九から一六五の二三まで、一六五の二六、一六五の二七、一六八の一、一六九の一、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字箭渓字又橋	大字箭渓字又橋のうち一八〇の六、一八〇の一三以外の区域
大字箭渓字又橋	大字箭渓字又橋のうち一八〇の六、一八〇の一三以外の区域
大字八重原字天王	大字八重原字岡ノ谷のうち一六五の一、六五、六六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字八重原字天王	大字八重原字天王のうち一三九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字八重原字垣ノ尾	大字八重原字垣ノ尾一八〇、一八一、一八二の二、一八二

大字八重原字竹内	大字八重原字竹ノ内	大字八重原字天王一三九の一の一部及びこれと一体をなす国有地	大字八重原字ハンバ二〇九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部	の三、一八三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字八重原字下	大字八重原字竹ノ内	大字八重原字天王一三九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部	大字八重原字ハンバ二〇九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部	大字八重原字ハンバ二〇九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
大字八重原字垣ノ尾	大字八重原字垣ノ尾	大字八重原字垣ノ尾のうち一八〇、一八一、一八二の二、一八二の三、一八三、一八四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	大字八重原字垣ノ尾のうち一八〇九の二、二〇九の一、二〇九の二、二一〇と一体をなす国有地の一部	大字八重原字天王一三九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
大字八重原字垣ノ尾ノ尾	大字八重原字垣ノ尾ノ尾	大字八重原字垣ノ尾のうち一八〇九の二、二〇九の一、二〇九の二、二一〇と一体をなす国有地の一部	大字八重原字ハンバ二〇九の一、二〇九の二、二一〇と一体をなす国有地の一部	大字八重原字天王一三九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
大字八重原字前田	大字八重原字前田	大字八重原字ハンバ二〇九の六、二〇九の一の一部、二〇九の二、二一〇、二一一の三、二一二の一、二一二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字八重原字ハンバ二〇九の六、二〇九の一の一部、二〇九の二、二一〇、二一一の三、二一二の一、二一二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字八重原字天王一三九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
大字八重原字前田	大字八重原字前田	大字八重原字ハンバ二〇九の六、二〇九の一の一部、二〇九の二、二一〇、二一一の三、二一二の一、二一二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字八重原字ハンバ二〇九の六、二〇九の一の一部、二〇九の二、二一〇、二一一の三、二一二の一、二一二の三及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字八重原字天王一三九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部
大字八重原字下	大字八重原字下	大字八重原字下のうち三九六の一、三九六の二、三九七及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字八重原字下のうち三九六の一、三九六の二、三九七及びこれらと一体をなす国有地の一部	大字八重原字天王一三九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第三百三十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第一百七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和六十一年度第一次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西尾邑

尾邑

14

一 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

二 募集期間

一 募集期間  
1 男子については、昭和六十一年四月一日から同年六月三十日までとする。

2 女子については、昭和六十一年三月三日から同年四月十二日までとする。

三 試驗期目

1 男子については、募集期間中の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

一  
日曜日

## 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定

## 二　国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

2 女子については、昭和六十一年四月二十一日とする。

#### 四 試験場の位置及び名称

(-)

鳥取市鍛治町一八一三

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町七〇九

- (三) 口述試験  
 (四) 適性検査

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所  
 米子市東町三二七

## (二) 女子

米子市両三柳二六〇三

陸上自衛隊米子駐屯地

## 五 採用予定月

1 男子については、募集期間中の毎月とする。

2 女子については、次のとおりとする。

(一) 二等陸士については、昭和六十一年六月とする。

(二) 二等海士については、昭和六十一年八月とする。

(三) 二等空士については、昭和六十一年七月とする。

## 六 その他

## 1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

## 2 試験科目

(一) 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）  
 (二) 身体検査

## 鳥取県告示第三百三十七号

公害対策基本法（昭和四十二年法律第二百三十二号）第九条及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和四十六年政令第二百五十九号）第一項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）の別表2の1の(2)のイに掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 次

水 域 類型	達 成 期 間 (暫定目標)	鳥取県告示第三百三十七号	
		斐伊川水系 の中海及び 境水道	III しつつ、環境基準の可及的 速やかな達成に努める。
		全窒素 ○・五〇 mg/l ○・〇四五 mg/l	全りん

注 暫定目標の欄に掲げる数値は、中海中央部（環境基準地点N-12、N-6）における平均水質とする。

ただし、米子湾中央部の環境基準地點における暫定目標は、全窒素

○・八五mg/l、全りん○・〇八〇mg/lとする。

全体的又は部分的に医療行為の停止を行う。

### 鳥取県告示第三百三十八号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取医療生協労働組合中央執行委員長田中英一から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 事件

- 1 賃金引上げ及び労働条件改善に関する件
- 2 国立医療機関の統廃合、健保・老人医療の再改悪、国保料の値上げなどの医療破壊攻撃に対する反対闘争に使用者が賛意を示し、共に闘うことを探める件

### 二 日時

昭和六十一年四月五日前零時から本事件の解決に至るときまで

### 三 場所

鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院

気高郡鹿野町大字今市二四二 鹿野温泉病院

鳥取市西品治八二九一二 鳥取生協病院付属大森診療所

### 四 概要

### 鳥取県告示第三百三十九号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（入藏）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

### 二 縦覧に供する期間

昭和六十一年四月一日から二十日間

### 三 縦覧に供する場所

西伯町役場

### 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百四十号  
日野郡日南町生山五八三号場友義ほか一人の者が共同して行う土地改良

昭和61年4月1日 火曜日

## 鳥取県公報

事業（非補助事業田ノ原地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条の二第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間  
昭和六十一年四月二日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、福部村が行う土地改良事業に係る箭渓地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十一号  
公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゆん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

御来屋漁港管理者 鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和四十九年十二月十九日 鳥取県指令受河第三百九十五号

三 しゆん功認可の年月日

昭和六十一年四月一日

四 埋立区域  
位置

(一) 西伯郡名和町大字御来屋字前河原二九及び同大字字東屋敷一一〇一地先公有水面

## (二) 区域

次の基点を順次結んだ線並びに東防波堤及び陸地によつて囲まれた

## 区域

基点一 西伯郡名和町大字御来屋字前河原二九地先の東物揚場東端

基点二 基点一から八〇度一五・四メートルの点

基点三 西伯郡名和町大字御来屋字東屋敷一一〇一地先の標柱から  
三一四度三〇分二九・五メートルの点

基点四 西伯郡名和町大字御来屋字東屋敷一一〇一地先の標柱

## 面積

二、九〇二・七七平方メートル

## 五 関係図書の閲覧場所

名和町役場

## 鳥取県告示第三百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
米 田 潤之助	米子市皆生七八
八 田 成	米子市皆生五二九
生 田 要 一	米子市皆生七七
八 本 芳 幸	米子市皆生五六一
山 川 忠 善	米子市皆生一七二六

- 一 起業者の名称
- 二 日本道路公団
- 三 事業の種類

中国横断自動車道岡山米子線（江府～米子）建設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

米子市河岡字上夏梅並びに日下字小瀬ノ下及び字伊原並びに日野郡溝口町金屋谷字上垢溜、字下垢溜及び字段ノ原一

四 立ち入ろうとする期間  
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十日まで

## 鳥取県告示第三百四十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市皆生新田第三土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百四十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条の十七第五項において準用する同法第十五条の四第二項の規定に基づき、鳥取県指定試験機関から二級建築士等試験事務を行う事務所所在地を変更する旨の届出があつたので、同法第十五条の十七第五項において準用する同法第十五条の第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 鳥取県指定試験機関の名称  
財団法人建築技術教育普及センター
- 二 変更後の二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地  
東京都港区赤坂六丁目一一番一号
- 三 変更の年月日  
昭和六十一年四月七日